

公益法人等制度改革の全体像

	法律	政令、内閣府令	運用指針（ガイドライン）（※）	会計基準	その他
より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために					
財務規律の柔軟化・明確化	<ul style="list-style-type: none"> ● 中期的な収支均衡確保、財源の有効活用という趣旨明確化 ● 将来の公益目的事業を充実させるための公益充実資金を新たに位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中期的な収支均衡の期間（5年）、判定方法（過去の欠損・剰余の通算を含む）等 ● 公益充実資金の積立・管理の細目 →【資料2-1】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「収支相償」の呼称見直し（→中期的収支均衡） ● 各公益目的事業単位での収支相償の判定は廃止、事業構造は会計区分別内訳でチェック 	※「わかりやすい財務情報の開示」の欄を参照	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休財産の名称を、その性質をより適切に反映した使途不特定財産に変更 ● 災害等の予見し難い事由に対応するための一定の財産を保有制限の対象から除外（法人の経営判断と説明責任で上限額を超過した保有を可能に） ● 保有の上限額を平準化（複数年度の費用額を算定基礎に） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有制限の対象から除外する財産に係る公表 ● 保有の上限額となる1年分の公益目的事業費は、過去5年間の事業費の平均額を基本とし、理由を公表すれば当年度又は前事業年度を選択することも可 →【資料2-1】 		※「わかりやすい財務情報の開示」の欄を参照	
行政手続の簡素化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更手続簡素化（「収益事業等の内容」の届出化） ● 自らの申請による認定取消しを欠格事由から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益性の判断に大きな影響を与えない事項を類型化して届出化（公益目的事業の一部廃止、再編・統合等（内容に実質的な変更のないもの）） →【資料2-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益認定の基準を明確化することなどにより、変更認定事項と届出事項の判断基準を明確化 ● 申請書記載事項の明確化 ● 行政庁への提出が必要な書類を簡素化・合理化（例：納税証明書の提出簡略化） ● 合併に関する手続の明確化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の関係職員に対する研修の強化 ● 認定等に要した期間の公表・短縮化 ● 合併に関する手続のマニュアル化・周知
より国民からの信頼・協力を得ていくために					
法人運営の透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政庁による財産目録等の公表（閲覧請求不要化） ● 法人の責務として透明性の向上を規定（併せて、国による法人の取組促進のための支援についても規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の説明責任の強化及び国民によるチェック機能の向上を図る観点からの開示情報の充実（個人情報保護等に配慮） →【資料2-2】 		※「わかりやすい財務情報の開示」の欄を参照	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民(寄附者等) がすべての公益法人の活動内容を容易に検索し、確認できるよう一元的なプラットフォームの整備
わかりやすい財務情報の開示		<ul style="list-style-type: none"> ● 区分経理の具体的な方法、適用除外法人の要件等 ● 「公益目的事業財産」の定義整理 ● 「公益目的取得財産残額」について、公益目的事業会計の純資産を基礎として算定（毎年度の残額増減計算の廃止） ※別表については会計基準で記載 →【資料2-1】 		<p>（会計研究会において以下の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公益法人のステークホルダー等の多様化に対応し、財務諸表全体をわかりやすい形に見直し（本表（貸借対照表、活動計算書等）は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で開示。公益法人会計特有の考え方を整理・見直し） ● 貸借対照表の会計区分別内訳による公益目的事業財産の可視化とそれに基づく公益目的取得財産残額の把握 ● 財務規律適合性を判断する情報の表示方法 ● 関係当事者との取引等に係る情報開示の充実 ● 財務諸表（注記・附属明細書含む）の記載情報を踏まえた定期提出書類別表の廃止・簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分経理等、新しい会計基準への対応支援
法人の自律的なガバナンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人によるガバナンス強化の取組を事業報告書に記載 ● 外部理事・監事の導入、理事・監事間の特別利害関係排除 ● 法人の責務としてガバナンスの充実を規定（併せて、国による法人の取組促進のための支援についても規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部理事に関する小規模法人の特例を規定 ● 会計監査人の必置範囲を拡大（小規模法人に配慮） →【資料2-3】 			<ul style="list-style-type: none"> ● ガバナンスの積極的な取組の参考となる情報の発信 ● 公益目的事業の質の向上に参考となる情報の発信（インバク測定・マネジメントの先進的な取組等）
行政による適正な事後チェック			<ul style="list-style-type: none"> ● 監督・処分に応じた考え方を明確化 ● 国民によるチェック機能を明確に位置付けた上で、定期的・網羅的な立入検査を見直し →【資料2-3】 		<ul style="list-style-type: none"> ● 立入検査の重点化（メリハリ付け）
民間による公益的活動の活性化のための環境整備					
民間公益活動活性化のための環境整備			<ul style="list-style-type: none"> ● 出資を含め公益目的事業の判断に係る考え方・判断基準を明確化 ● 出資を含め資産運用について考え方を明確化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 公益法人行政のDXの推進（全ての手続のデジタル完結等） ● 公益法人による出資に関する諸外国事例の調査・公表 ● 制度改革の過程も含め、法人・経済界等との対話を推進
公益信託制度改革	<ul style="list-style-type: none"> ● 主務官庁制の廃止・行政庁の一元化 ● 公益法人認定等委員会による公益認定・監督制度の構築 ● 公益法人の公益認定に整合的な認可基準・監督体制の法定 ● 公益信託認可を受けた公益信託全てについて、基本的に公益法人並みの税制優遇の措置（認可に連動した税制優遇、受託者・信託財産等の拡大） ● 既存の公益信託の移行措置 	<p>公益法人制度と整合的な形で、信託としての特殊性を踏まえつつ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公益信託認可の申請書に記載する事項及び添付書類、公益信託認可基準の具体化・明確化に係る政令・内閣府令等 ● 財務規律、行政手続及び透明化等に係る内閣府令等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益法人制度と整合的な公益信託ガイドラインの策定 ● モデル公益信託契約書案等の策定 ● 公益法人制度の見直しを踏まえ、公益信託の特長である軽量・軽整備を生かした手続簡素化を検討 ● 公益信託に適したモデル事例の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益法人の会計基準と整合的な、公益信託の会計の在り方の検討（会計研究会において今後検討予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託業法との関係整理 ● 公益法人との一元的なプラットフォームの整備 ● 公益法人制度の見直しや従前の認定・監督の蓄積を踏まえた公益信託制度の運用方針の検討 ● 地方自治体の制度移行の支援 ● ユーザーに公益信託の潜在力を周知するための戦略的広報・周知活動の展開

（※）運用指針（ガイドライン）については、今回の制度改革の一環として、公益認定等に係る公益法人にとっての予見可能性や行政庁の判断の透明性をより高めるものとなるよう、全体的に見直しを行う。